

令和3年2月19日

「広島積極ガード宣言」適用について

広島県美容業生活衛生同業組合
理事長 山本 拓治

日頃より組合活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

広島県は令和3年2月17日に新型コロナウイルス感染防止集中対策期間を一旦、2月21日をもって解除することとしましたが、引き続き「広島積極ガード宣言」により、事業所への出勤者の割合の削減、時差通勤等は要請されています。それに伴い、当組合事務所におきましては、一旦事務局の出勤時間及び出勤日数の削減は2月末日までとし、3月より通常の勤務体制（平日9：00～17：00）で対応する所存です。但し、集中対策期間が終了することにより、広島県の感染状況がどのように変化するかは見通しが立ちません。以上のことより3月1日以降も広島県において感染が拡大した場合は、「広島積極ガード宣言」に基づき、当組合独自の判断で集中対策期間と同様の措置を取ることも検討しております。組合員の皆様におきましては、多大なるご迷惑をお掛け致しますが、新型コロナ禍において少しでも感染者を削減していくことが各組合員の営業にも繋がっていくことと考えていただき、ご不便をおかけ致しますがご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

◆時短勤務期間

令和3年2月21日（日）～令和3年2月28日（日）

◆事務所対応日

別紙参照。また出勤日・出勤時間であっても担当業務の事情で即日対応できない場合や状況によって突然出勤日・出勤時間に変更になることをご了承ください。事務局には引き続き下記の指示を出しております。

- 集中対策期間は解除するものの、集中対策期間同様に公共交通機関の不利用を推奨する。
- 状況によっては出勤の削減、時差通勤、リモート業務やフレックス業務・時短業務を労使相談の上で採用することもある。

◆その他

3月1日以降も「広島積極ガード宣言」により、当組合独自の集中対策を取る可能性もありますが、その場合は改めてご報告致します。